



令和5年10月1日から、石綿の事前調査は 「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！

「**建築物石綿含有建材調査者**」の資格を取得するには、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了する必要があります。

【資格の種類】※保全公社では①、②、④が対象

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸内部に限定）
- ④ 令和5年9月までにアスベスト調査診断協会に登録された者

【石綿則第3条第4項 事前調査者資格について】

第3条（事前調査及び分析調査）【令和5年10月1日施行】

4項 事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に**当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。**

※厚生労働大臣が定めるものとは「**建築物石綿含有建材調査者**」とする。

【石綿則第3条第5項 事前分析調査について】

第3条（事前調査及び分析調査）

5項 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無について、分析による調査（以下「分析調査」という。）を行わなければならない。ただし、事業者が、当該解体等対象建築物等について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

※分析調査または、みなすか否かについては、事前調査を行った結果を踏まえて、**「建築物石綿含有建材調査者」**が判断するものであること。

足場からの墜落防止措置が強化されます

～ 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ～

労働安全衛生規則改正の背景

- ① 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は278人、令和4年は281人）
- ② 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- ③ 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

墜落防止措置の強化内容

【令和5年10月1日施行】

- ① 足場の点検時には点検者の指名が必要になります
 - ・足場の点検時には、点検者をあらかじめ指名し、その者に点検を行わせることを義務づける
- ② 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります
 - ・足場の点検を行ったときは、点検者氏名の記録・保存を義務づける

【令和6年4月1日施行】

- ③ 一側足場の使用範囲が明確化されます
 - ・幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません

令和5年度 事業者向け研修会のお知らせ

研修内容：「足場における労働安全衛生規則の改正内容を学ぼう」

開催日時：令和5年11月30日（木）

【午前の部】 9時45分～11時55分

【午後の部】 13時30分～15時40分

※2回とも同じ内容

開催場所：横浜情報文化センター 6階情文ホール（横浜市中区日本大通11）

参加申し込みなどの詳細については、近日中に公社ホームページに掲載します。